



Title	第1章ローマ元首政の始まりと法学者：ラベオーとカピトラーの軌跡から
Author(s)	林, 智良
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/51643
rights	Copyright©2009 by Yushi Sasaki
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

第1章 ローマ元首政の始まりと法学者

——ラベオーとカピトーの軌跡から

林 智良

はじめに¹

問題の所在

古代ローマにおける法制度は、学識と威信を異とする多彩な担い手によって運営されていた。「担い手」の定義から、さしあたり法制度の純然たる利用者・受益者・規制対象者を除外して²、この言葉を法制度の何らかの意味での主体的な設計者あるいは運用者を指すものと考えても、法学者（*iuris consultus*, *iuris prudens*, *iuris peritus*）をはじめ、法務官（*praetor*）・按察官（*aedilis*）・属州総督（*praeses provinciae*）等の公職者、審判人（*iudex*）、弁論家（*orator*, *rhetor*）、公証人（*notarius*）、書記（*scriba*）らをすぐ挙げるができる³。新史料の発見と研究の進展により、その多くにつき社会との具体的かかわり方を描ける可能性が拓け、新しい問題領域が形成されつつある。その一方で、多彩な担い手の最上層・中核として学識法・法曹法たるローマ法を形成した法学者たち⁴と、同時代の裁判制度、統治機構および政治権力とのかかわりは以前から一つの重要な論点であり続けている。

さて、法社会学的観点から見たローマ法史の展開について、筆者は法学者の活動に焦点を絞りつつ展開されたフライヤーによる簡潔な概観が貴重な導きになると考えている⁵。フライヤーは主に共和政末期から元首政期を対象に議論しているが、元首政期において、直接の立法に頼らずに、元首からも一定の議論の自由

を得た法学者たちが自らの小集団内での議論によって法を形成したことを、法学者が裁判実務と一定の距離を置いて抽象的な法の議論を形成したと並んでローマ法の重要な特徴としている。2世紀初め以降法源として元首の指令(rescripti)が重要性を増し、法学者も元首の顧問会(consilium)に参加し、元首権力の行使に直接的に参画するようになる。そして、(フライヤーの議論からは離れるが)周知の事項をここで確認するならば、3世紀前半に古典期法学を大成したのは古典期後期の法学者であって、そのなかでも近衛長官を務めたドミティウス・ウルピアーヌス Domitius Ulpianus を筆頭とする同時期の(法学面でも有力な)法学者が高位高官に至っている⁶。しかし、フライヤーが見通すように、法学者の元首権力に対する相対的独立と自由な議論によって古典期前期・盛期の法学本体が形成されたことは事実である。その意味で法学者の元首権力との距離如何という問題は、政治史的・知識社会学的問題であると同時にローマ法学史自体の重要な論点を形成している。本稿では、初めに述べたような多彩な担い手の存在・活動と、そのなかの法学者をめぐる大きな流れを、それぞれ遠景・中景として視野に入れつつ、元首政の始まりにおける法学者の一問題を課題として取り上げたい。

1 元首政初期の法学者とその研究

(1) 元首政の始まりと法学者

紀元前27年、オクターウィアーヌスが元老院からアウグストゥス(尊厳者)の名前を得て、ローマ政治史における元首政期が始まったとき、ローマ法学史も古典期として新たな時代を画することとなった。古代ローマ社会において共和政期から法の形成に主要な任務を果たしていた法学者も、共和政末期の蓄積を土台にさらなる法の形成に努めるとともに、政治的には新しく誕生した元首権力への対応をおこなっていった。その際、法学者によって対応のあり方が大きく分かれ、元首との距離を保つ者と元首に積極的に接近する者が存在したことは周知のことである。前者の典型とされるのはマルクス・アンティスティウス・ラベオー Marcus Antistius Labeo(以下ラベオーと略記する)であり、後者の典型とさ

れるのは、ガイウス・アティユス・カピトー Gaius Ateius Capito (以下カピトーと略記する) であるが、両者が対称的な政治的姿勢と処世・経歴を示したことは、いわばローマ法学史の基本事項といえることができる⁷。わが国でもこの問題が、解答権 (ius respondendi) の創設と学派 (schola, secta) の争いという問題と関連させてしばしば紹介検討される一方で、欧米のローマ法学界においても近年に至るまで研究の多大な蓄積が見られる⁸。

(2) 先行研究概要と分析方法

ここでは、「カピトー・ラベオーの軌跡と元首とのかかわり」という一点に絞って19世紀以来の先行研究を一覧するが、文字通り枚挙に暇がない状況であり、悉く挙げることはかなわなかった。両者の出自・所属階層・経歴に関する基本データを収録したレファレンスとしてはPIR²、RE²、DNPがある。ラベオーが説いた私法学説と併せてラベオー・カピトーの政治的・社会的軌跡をも扱った画期的研究としてペルニーチェの作品がある。これは、1873年の作品ながら後で触れるポンポーニウス史料とタキトゥス史料の齟齬も含め主要な論点をすでに提示しており、今日も準拠の対象とされている⁹。両者の出自と所属階層を検討した古典的業績としてクンケルの作品があり、この二人に関しての新史料発見が特段報ぜられていないこともあり、今日も意義を失っていない¹⁰。初期元首政期における元首権力と法学者という視点から論じたものとしてはラベオー、カピトーともに直接対象とするポーマンの「法学者と政治」研究が重みを持つ¹¹。カピトーに言及する史料と彼が記した断片を集成したものとしてストルゼレツキの作品がある¹²。他にも、たとえばネル¹³、カンナータ¹⁴、ブレートネ¹⁵らの業績がこの問題を扱う。近年も、本稿のテーマ自体であるラベオーの執政官職就任拒否の問題、さらにラベオー、サビーヌス、解答権の相互関連を扱った論考他パリシオの一連の研究¹⁶があり、また、従来からローマにおける法学者と法学教育に関する研究を積み重ねてきたリープスが、「愛されない法学者」というユニークな視点から、ゲーテやハイネへの言及に始まってローマ法学者の検討に至る論考のなかで、両者の軌跡を取り上げている¹⁷。最後に特筆に値する研究が、2007年ドイツで再刊されたフィンランドのトゥオリによるものである¹⁸。これは、共和政末期におけ

る神官クィントゥス・ムーキウス・スカエウォラとセルウィウス・スルピキウス・ルーフスの法学、元首政期の法学者・学派对立・解答権、さらに「永久告示録 (edictum perpetuum)」の成立を軸にローマ法学者像を論じているが、これらの事象を近世・近代の法学者が描く際に、各時代・地域の法学者が自らの生きた時代・地域の自律的な法と法学者の権威とを高めるといふ利害関心から、これらを理想化して描いたとする。トゥオリの作品は共和政末期・元首政期に関する先行研究としても有用であるが、意義はそれにとどまらない。(直接の言及対象ではもちろん無いが、) わが国が継受した西洋法の基層たることを標榜してローマ法の意義を示しつつ法史学の研究教育をおこなう筆者の営みも、彼の言う相対化と批判の射程外ではない。

以上のように研究文献の蓄積には多様かつ膨大なものがあるが、本稿においては、まず前に挙げた PIR²、RE²、DNP、OCD³等の基本レファレンスと諸家の挙げる主要史料を著者自ら引用・再検討することから出発し、研究文献の援用は最小限にとどめつつ、当時での文脈を念頭に置いて、同時代史料の記述者による視点とその背後に存在するローマ社会の視点を分析したい¹⁹。

2 ラベオーとカピトーの出自・経歴・政治的スタンス

(1) ラベオーの出自・経歴・政治的スタンス

ここで一節を設けて、両者の出自・経歴・政治的スタンスを概観する。まずラベオーは紀元前 50 年頃に生まれたものと思われる²⁰。南イタリアのサムニウム族に源流を持つ家系²¹で、彼の父は Pacuvius Antistius Labeo と言い、紀元前 42 年ピリッピの戦いにおいて共和派に奉じてブルトゥスの副官を務め、敗戦の際は奴隷の手を借りて自刃した²²。同時にセルウィウス・スルピキウス・ルーフス Servius Sulpicius Rufus の弟子としてポンポニウスが言及する法学者でもあった²³。この出自は、ラベオーを共和政の信奉者とする際の一根拠とされている。所属階層としては、カピトーとともに元老院議員階層と認められ、クンケルの言う「元首政初期法学における元老院議員階層の優勢」状態の一翼を担っていた²⁴。ラベオーは法務官職に就いたが、執政官職に至ることはなかった²⁵。元老院議員

としては共和政信奉者として知られ、後で述べるように元首アウグストゥスへの反対行動が複数の史料によって伝えられている²⁶。法学者としては主にトレバティウス・テスト Trebatius Testa の教授を受けたが、アウルス・カスケッリウス A. Cascellius とクィントゥス・アエリウス・トゥベロ Q. Aelius Tubero の聴講者でもあり、他にセルウィウスの弟子に教えを受けたとされる。文法学、弁証法、古の文献に深く通じていることで知られる学識豊かな存在であり、現に市民法の分野で後世に多大な影響を与えていることは論をまたない²⁷。没年は15年から20年頃とベルニーチェは推測する²⁸。

(2) カピトーの出自・経歴・政治的スタンス

カピトーの生年は伝えられていない²⁹。クンケルによれば、出自は現ラツィオ州チヴィタヴェッキア (Civitavecchia) 市近傍の Castrum Novum に源流を持つ家系と推測されている。所属階層は一代前の父から元老院議員階層であり、相当富裕ではあったが、統治に当たる貴族階級という意味で高貴ではなかった³⁰。法学者としてはオーフィリウスの弟子であり、公法 (ius publicum) ・聖法 (ius sacrum) に詳しかった³¹。元老院議員としては元首アウグストゥスに大変近く、アウグストゥスに迎合する旨が伝えられる³²。5年に補欠執政官職に就任する。執政官表 (fasti consulares) 碑文にはローマ建都紀元758年(西暦5年)就任執政官の一人として「ルーキウスの息子にして、ルーキウスの孫、ガーイウス・アティウス・カピトー (C・ATEIVS・L・F・L・N・CAPITO)」と、その名が記されている³³。その後13年に水道管理委員 (curator aquarum) に就任し、終生その職を務めるなどアウグストゥス治世下の行政に深く参画した³⁴。没年は22年と伝えられる³⁵。

3 ポンポーニウスの伝える二人

(1) ポンポーニウスの記述

元首政初期の法学につき、『学説彙纂』所収のポンポーニウス『法学通論単行書 (Liber singularii enchiridii)』は、以下のように述べる。

「この者〔アエリウス・トゥベロ〕の後できわめて大きな権威を有していた法学者は、オーフィリウスに師事したアティウス・カピトーと、アンティスティウス・ラベオーであった。ラベオーはセルウィウスの弟子たち皆を相手に聴講したのだが、とくに教え込まれたのはトレバーティウスによってであった。両者のうちでカピトーは執政官になったが、ラベオーはその名誉ある職を引き受けることを望まなかった。なぜならアウグストゥスよりラベオーに執政官職が申し出られたとき、その職が補欠執政官であったからである。その代わりにラベオーは勉学に対して最大限の労苦を傾けた。つまり、一年全体を分割して6カ月はローマにおいて向学心ある者たちとともにあり、6カ月は都より退いて書物の起草に労苦を傾けた。かくしてラベオーは400巻の書物を残し、その書物のうち大多数は現在も必携のものとして扱われている。この二人は、いわば相対立する学統を初めて創設した。実際、アティウス・カピトーは自分に伝えられている事柄に関して固執する立場を取ったが、ラベオーは、他分野の学知に関する仕事にも労苦を傾けており、非凡なる学才と教学上培われた信頼感とによって、きわめて多くの事柄につき改革を打ちたてた」³⁶。

(2) 含意と分析

この第47節が語ることを整理してみると次の4点となる。

- (1) カピトーとラベオーそれぞれの師弟関係、つまりカピトーがオーフィリウスの弟子であり、ラベオーが、セルウィウスの弟子みなに活動に際して聴講をしながらも、とくにトレバーティウス・テストに教え込まれたこと
- (2) カピトーとラベオーの政治的経歴、とくにカピトーが執政官職に就いたがラベオーはアウグストゥスからの補欠執政官職の申し出を断ったこと
- (3) ラベオーの知的ライフスタイル、つまり一年のうち6カ月をローマでの教育に充て6カ月をローマ以外での著述に充てたこと
- (4) カピトーとラベオーの学風、つまり前者の保守性と後者の革新性、

後者が他分野についても造詣が深く、多作（400巻！）でありかつ後代への影響も大きかったこと（2世紀に活動したポンポニーウスの時代でも100年以上の時を経て著書の多くが必携とされた）。

ここでポンポニーウスの記述姿勢に目を向けると、まず法学自体の発展と学知の継承という契機、その一方で法学者たちの出自と彼らの元首との関係（とりわけ執政官就任の有無）とが彼の記述のモチーフとなっていることは明らかである。ネルの分析によると、両者のうち前者に相対的重みが与えられる。しかし後者の視点に一定の重みがあることも事実であると筆者は考える。とりわけ、同史料のうち、ここで引いた部分の前後を概観してみると、（セルウィウスの弟子である）アルフェーヌス・ウァールス *Alfenus Varus* とアウルス・オーフィリウス *A. Ofilius* が対比的に描かれ、前者のみが執政官に就任し後者が騎士階層に残留したことおよび後者のカエサルとの近しい関係（D. 1, 2, 2, 44）、アウルス・カスケッリウス *A. Cascellius* による執政官の申し出拒否（D. 1, 2, 2, 45）、マルクス・コッケイユス・ネルウァ *M. Cocceius Nerva* のカエサルとの近しい関係とマッサリウス・サビーヌス *Massurius Sabinus* の50歳近くになっての騎士階層所属（D. 1, 2, 2, 48; D. 1, 2, 2, 50）、ガイウス・カッシウス・ロンギーヌス *C. Cassius Longinus* の執政官就任（D. 1, 2, 2, 52）に見られるがごとく、共和政末期以降対象の記述において、法学者たちの出自・所属階層と元首との関係如何、さらには執政官職就任の有無がポンポニーウスの一重要関心事項であったことが見て取れる³⁷。

現代の研究者による同史料の解釈として、例えばパリシオは人間的にも法学者としても知的にも優れたラベオーに対して、政治的立場は対立しながらも最小限の敬意を表するものとして補欠執政官職をアウグストゥスが申し出たものと解する³⁸。筆者もこの点につきパリシオに従いたい。そして、パリシオは、執政官職の辞退自体はカスケッリウスの先例を挙げるまでもなく法学者にとって普通におこなわれうるものであったと論ずる。

4 タキトゥスの伝える二人

(1) タキトゥスの記述

両者の対照的な軌跡についてタキトゥス『年代記 (Annales)』も詳細に語り、今ひとつの主要典拠として扱われているが、この史料ではニュアンスを若干異としている。

「この年、知名の士がこの世を去る。アシニウス・サロニヌスとアティユス・カピトである。(中略)後のほうは、すでに述べたように、法律学の業績において、ローマでは最高の地位を占めていた。もっとも、彼の祖父は、スッラの下で百人隊長をつとめ、父は法務官級の人である。アウグストゥスが、カピトを執政官に昇進させたのは、カピトが、同じ学問の世界で卓越していたアンティスティウス・ラベオよりも、官職の栄誉でもって凌駕するようにと考えたからである。じっさい、アウグストゥス時代は、平和の華やかな飾りを、同時に二つも生み出した。その一つのラベオは、自由の精神を腐敗させず、そのためいっそう深く人々から尊敬される。カピトは、節を曲げて支配者からいっそうの愛顧を受ける。前の人は、法務官にとどまって、それ以上昇進しなかったので、この不当な仕打を同情され、世の賞讃を博す。後の人は、執政官職に就いたので、嫉妬を買い、世の憎悪を招く」³⁹。

(2) 含意と分析

つまり、この史料では、(1) カピトの出自、(2) 両者の政治的経歴、(3) 両者の政治姿勢および元首とのかかわり、が語られる。そしてポンポニーヌス史料と異なり、こちらでは執政官職はラベオによって拒否されたのではなく、アウグストゥスが自ら与えなかったように読める。ただし、タキトゥスは、それを世評として伝えているような書き方をしている。さて、タキトゥス『年代記』全体の基層をなす考えとして、事実上の軍事独裁政たる元首政下における「気概、雄々しさ (virtus)」の喪失への批判があることは著名である⁴⁰。

そこで、ここで描かれるラベオの悲運も、元首政に対するタキトゥス自身の

批判的視点を慎重に考慮しながら読み取る必要があるだろう。すなわち、当事者間の事実としては、元首側からの不当な冷遇では必ずしもなく、ラベオー側から元首との距離を自発的に保っており、それが世評では不当な仕打ちとして同情され、さらにタキトゥスにより強調して伝えられた可能性もありうるものと筆者は考える。

5 ゲッリウス、スエートーニウス他の伝える二人

(1) ゲッリウスの記述とラベオー

本節では、ポンポニウスとタキトゥスを除く主要史料を検討しよう。2世紀の著述家ゲッリウスの『アッティカ夜話 (Noctes Atticae)』は、カピトーの書簡につき、こう伝える。

「——護民官は逮捕権を有するが召喚権を有しないということ—— (1) アティウス・カピトーが記した、とある書簡で私はラベオー・アンティスティウスがローマの慣習と法律、市民法にこの上ない学識を有しているという記述を読んだ。(2)『しかし、極端で狂的な、ある種の自由の考えが同人(ラベオー)を駆り立てていた。その結果、今や神君アウグストゥスが元首となり、国家を掌握していたのに、ローマの古事記録において命じられ裁可されていると自分が見いだしたものでない限り、何ら有効でも重要でもないと理解していた程であった。』ともカピトーは言う。さらにカピトーは、この同じラベオーが下僚(viator)を通じて護民官たちから召喚された時にどのような返答をしたかを物語っている。(4)護民官たちがラベオーを相手方とする訴えをとある婦人から受けたため、ガッリアヌム在住のラベオーに対し人を送り、ラベオーが出頭してその婦人の訴えに答えるよう伝えた。しかるに、ラベオーは遣わされた者に対して、帰って次のように護民官たちに言うように命じた。つまり、護民官たちには、自分も他の誰も召喚する権利はない。というのも、父祖の習いによれば護民官たちは逮捕権は有しているが、召喚権は有していないことになる。したがって護民官が〔自ら〕やってきてラベオー自身が拘束されるよう命ずることはできるが、不在者を召喚する権利は持っていないという趣旨である」。(中略)「(7) このマールクス・ウァッ

ローが伝える権利を信頼してラベオーは私人であった時に護民官たちによって召喚されたのに出頭しなかったわけだが、私自身としてはその信頼はこの時点では根拠のないものであったと判断する。(8) さらに、君が逮捕権を認めている者たちが召喚しているのに対して、これに従わないという悪行にどのような分別があったのだろう。実際正当に逮捕された者は、投獄されることが可能な者であるのに。(9) しかし、自分の疑問とするところは、何故に至上の懲戒権能を有するような護民官が召喚権を持っていなかったかである。〔一部テキスト欠落〕というのも、護民官は古来から裁判を主催するためでもなく、不在者にかかわる訴訟や争いを審理するために創設されたためでもないと考えられるからである。そうではなく、面前でなされようとしている不法行為を阻止すべく、それをする切迫した必要のある場合に差し止めをなすために創設されたと考えられる。したがって、ローマ市外で宿泊する権利が〔護民官には〕奪われている。それは、暴力を阻止すべく差し止めができるように、護民官が絶えず居て、そして居合わせている者の目があることが必要であったからである⁴¹。

(2) スエートーニウス他の記述とラベオー

次に、1—2世紀に活躍したスエートーニウス⁴²の『皇帝伝』は、こう記す。「アンティスティウス・ラベオは、議員がお互いに一人ずつ選びだした元老院の詮衡会で、アウグストゥスの昔の政敵で当時追放されていたマルクス・レピドゥスを択び、アウグストゥスから『もっと相応しい人物がいるのでは』と問いかけられて、『人にはそれぞれ自分の考えがある』とやり返した。それにもかかわらず、こうした気骨や頑固一徹は、誰にも被害をもたらさなかったのである」⁴³。また、2—3世紀の政治家・歴史家であるディオ・Cassius Dioも、ラベオーによるレピドゥスの元老院議員推薦と、ラベオーによるアウグストゥスの寝室警護拒否の逸話を18年のこととして伝えている⁴⁴。さらに下って、3世紀初めの学者ポンポニーウス・ポルフィリオー Pomponius Porphyrio⁴⁵は、ホラーティウス『談論 (sermones)』第1巻第3歌第82行の「正気の人間の間で、ラベオーより気が狂っていると言われるだろう。Labeone insanior inter sanos dicatur.」という詩句への古註において、ここで言われる「ラベオー」を本稿で扱うラベオー

と同定したうえで、ラベオーの〔共和政的〕自由に固執する政治姿勢にこう言及している。「(1) 法学者ラベオーは、皇帝アウグストゥスの法律を酷評していた。このように、ホラーティウスは皇帝の忘恩を非難している。(2) 自由の記憶に抱かれたマルティウス・アンティスティウス・ラベオーは、実際、皇帝に対しても率直に論難を加えた。したがって、詩人ホラーティウスは、今やラベオーをも、アウグストゥスを満足させるよう悪しく取り扱っている」⁴⁶。

(3) 含意と分析……ラベオーの反元首的姿勢

さて、元老院議員に就任してからも伝えられる、ラベオーのこのような反元首的姿勢を本稿ではどう評価するべきであろうか。古代における史料の記述者では、タクトゥスを筆頭として共和政の理念と自由の擁護者としてラベオーを描く立場がある。これを根拠に近現代の研究者も自由の理念を体現する法学者としてこれをしばしば称揚する。しかるに、古代の著述家の筆によって、ラベオーがいささか時代錯誤の念にとらわれた人物として描かれているのも事実である。さらにゲッリウスもラベオーの議論を時代錯誤と評している。ラベオーを単に「狂った法学者」とする現代の一見解⁴⁷は失当であるにしても、ラベオーの共和政擁護・自由愛好の立場が元首政期のローマ人にとって高い評価の対象であると同時に時代錯誤の感を与えていたことはゲッリウスの記述からも容易に推測できる。

逆に元首の立場を付度してみるならば、ラベオーらの元老院での反対行動を認めることは、自らにとって「共和政からの連続性」という理念を掲げるために必要な代価であったのかと推測したい。寛大な元首の像を堅持することはアウグストゥスにとっても利益のあることであったと考えたい。

(4) フロンティヌスの記述とカピトー——行政参画

以下、カピトーに言及する諸史料を分析する。まず、カピトーの水道管理委員職就任を伝えるフロンティヌス Sextus Iulius Frontinus の記述を検討しよう。この職は指導的な元老院議員が就任する習わしであったが、カピトーは13年に就任し、22年に死去するまで在職した⁴⁸。第二代元首ティベリウス治世下の15年にティベリス河の改修計画を提案するなどの実績を残した。法学面での功績に

とどまらず、初期元首政期ローマの行政においても、重要な地位を占めたと評価できよう⁴⁹。自らも97年この職に就いたフロンティヌスが伝える内容は以下の通りである。

「話を水道管理委員の始まりに進めるならば、メッサラの後今のわたしに至るまでにこの職務を監理した者たちを付け加えることは不適當でない。プラックスとシリウスが執政官の年（13年）にアティウス・カピトーが就任した。ガイウス・アンティスティウス・ウェトゥス〔とガイウス・アシーニウス・ポッリオ〕が執政官の年（23年）にタリウス・ルーフスが就任した」⁵⁰。

いずれにしても、同職を終身続けたことは補欠執政官職就任と並んで、アウグストゥスの治世への深い関与を示すものであった。なお、カピトーが在任中に提案したティベリス河の改修計画についてはタキトゥスが伝える⁵¹。

（5） タキトゥス他の記述とカピトー——「迎合者」カピトー？

一方で検討する必要があるのが、「元首への迎合者」としてのカピトー像を結ばせる一連の史料である。まず、タキトゥス『年代記』は、ローマ騎士ルーキウス・エンニウスが、元首の像を銀製の日用品に改鋳したため、反逆罪で起訴された事案につき彼を処罰するよう求め、それによって元首ティベリウスに露骨に阿るカピトーを描いている。以下に引用するように、阿諛追従を動機として処罰を迫るカピトーに対して、むしろティベリウスが冷静に対応し、これを拒むように描写される。『なぜなら、何人も元老院から、決定権を奪うことは許されない。そして、このようなだいそれたしわざを、処罰しないでおく法はない。なるほど、個人的な侮辱に対して、元首は無関心であってもよい。しかし国家に向けられた不正行為には、寛大であって欲しくない』と。ティベリウスは、カピトの言葉よりも、その底意を見抜き、あくまで受理を拒否し通した。カピトの面目全墜は、彼が人間と神々の両法則に通暁した学者でありながら、公的な輝かしい地位と共に個人的な立派な才能を汚したというわけで、ひときわ目立ったのである⁵²。この一件はカピトーの没年である22年のこと、彼の最晩年における一コマであった。

スエートーニウス『文法学者伝』も次のように伝える。「マルクス・ポンポニウス・マルケッルスは、ラテン語に関してきわめて厄介な監督者であった。(中略) 同じこのマルケッルスが、ティベリウス帝の演説中の言葉使いを非難した時、アティユス・カピトーが請け合って『それもラテン語なのです。仮にそうでないとしても、もうこれからは確かにラテン語になります。』としたにもかかわらず、『カピトーは嘘をついています。皇帝よ。あなたは確かに人間に対してローマ市民権を与えることはできます。でも言葉に対してはできないのです。』と言っている」⁵³。

ディオの『ローマ史』⁵⁴ は、17年のこととしてこのエピソードを伝える。「そこで、アティユス・カピトーなる者が『たとえ以前には誰もその表現を言わなかったとしても、今やあなたがお用いになったがゆえに、われわれ皆がその言い回しを古来真正なものとして考えるでしょう。』と言った。マルケッルスなる者が、『皇帝、あなたはローマ人の市民権を〔外国の〕人間に与えることはできます。でも、言い直しには与えられないのです。』と答えて言った」⁵⁵。なお、引用部分の直前では、ティベリウスが「告示を出した (εξέθηκε)」際の文法的誤りとなっているが、カピトーとマルケッルスの言葉は両史料において酷似している。

以上の諸史料から、カピトーは古代の著述家たちから「元首への迎合者」という見方をされていたことが明らかになる。なお、このような政治的立場を反映してか、カピトーの学識自体についても現代の研究者で評価が分かれている。とくに評価するものの筆頭がボーマンであり、評価しないものがパリシオである⁵⁶。この点について触れる史料では、本稿第4節で見たタキトゥスが、政治家としての処世は別として、カピトーの学識についてはひとまず評価している。5世紀の著述家マクロビウス Ambrosius Theodosius Macrobius も、聖法の学識者としてのカピトーが有していた権威を記しているところである⁵⁷。本稿では、カピトーの公法、聖法分野での学識を認める立場を採りたい。

小括

ここで、政治家・行政担当者として相応の実績を残したにもかかわらず彼に与

えられた迎合者としての像を検討したい。カピトーは、自由の愛好者として描かれるラベオーの反射的な影として敵役を押しつけられ、迎合者としての像を拡張されたきらいはあるが、それは全くの虚像とまでは言えず、迎合者像の核となる言動は客観的に存在し同時代において知られていたと考える⁵⁸。それゆえ筆者は、カピトーが元老院議員としておこなった元首への迎合の度は過ぎたものであり、古代の史料記述者たちに非難の根拠を与えたと考える。しかし、それは法学者・政治家としての業績とは別問題であり、これらの分野で彼が一定の役割を果たしたと考える⁵⁹。

むすびに代えて

以上の検討を経て、筆者はラベオーの反元首的な言動と法学著作への努力傾注を、(法学自身の高度化という理由と併せて) アクィーリウス・ガッルスをはじめとして共和政末期から始まっていた法学者の脱政治的傾向という流れを受け継いだものと解したい⁶⁰。もちろん、ラベオーも元老院議員として元首政期の政治に参画したわけであるが、カピトーの行政への関与と比較すると、より軽微なものであったと筆者は判断する。そして、カピトーの補欠執政官・水道管理委員としての尽力は多大なものであったが、それに加えて元首に迎合的な態度をとったことは否定できない。これは、すでに共和政末期に始まっていた有力者への法学者の協力姿勢(たとえば、セルウィウスによるポンペイユスの単独執政官選出やアルフェーヌスによる三頭官の退役兵への土地再配分事業)の流れを汲んだものと判断する⁶¹。さしあたっての課題として筆者の面前に存在する学派の対立という問題と解答権という問題も、この二つの流れを取り入れつつ読み直してみることが可能になるという見通しを筆者は有している。

注

- 1 本稿では、以下の略号を用いる。Cannata, SSGE, I=C. A. Cannata, *Per una storia della scienza giuridica europea, I Dalle origini all'opera di Labeone* (Torino, 1997); Crook, LARW=J. A. Crook, *Legal Advocacy in the Roman World* (Ithaca,

1995); DNP=*Der Neue Pauly, Enzyklopädie der Antike* (Stuttgart-Weimar, 1996-); Kunkel=Schermaier, RR¹⁴= W. Kunkel und M. Schermaier, *Römische Rechtsgeschichte 14 Aufl.* (Köln, 2005); Liebs UJR=D. Liebs, “Der ungeliebte Jurist in der römischen Welt” (SZ, Rom. Abt. 123 (2006)); Nörr, HIA=her. von T. J. Chiusi et al., *Dieter Nörr Historiae Iuris Antiqui* (3 Bde.) (Goldbach, 2003); Paricio, JPP²=J. Paricio, *Los Juristas y el Poder Político en la Antigua Roma segunda edición* (Granada, 1999); Paricio, ZRE=J. Paricio, “Labeo: Zwei rechtshistorische Episoden aus den Anfängen des Prinzipats” (SZ, Rom. Abt. 117 (2000)); Peachin, FCCA=M. Peachin, *Frontinus and the curae of the curator aquarum* (Stuttgart, 2004); Pernice, LRP, A=A. Pernice, *Labeo-Römisches Privatrecht im ersten Jahrhundert der Kaiserzeit Teil A (Reprint)* (Aalen, 1963); PIR²=E. Groag et al., *Prosopographia Imperii Romani editio altera* (Berlin-Leipzig, 1933-); Rodgers, FAUR=Ed. R. H. Rodgers, *Frontinus De Aquaeductu Urbis Romae* (Cambridge-New York, 2004); Strzelecki, CACF=W. Strzelecki, *C. Atei Capitonis Fragmenta* (Leipzig, 1967); Tuori, ARLM=K. Tuori, *Ancient Roman Lawyers and Modern Legal Ideals, Studies on the impact of contemporary concerns in the interpretation of ancient Roman legal history* (Frankfurt am Main, 2007) 笹倉「法思想史」=笹倉秀夫『法思想史講義』(上・下全2巻)(東京大学出版会、2007年); 戸倉「群像」=戸倉広「古典期ローマ法学者の群像」(国士館法学・1); 拙著=林智良『共和政末期ローマの法学者と社会-変容と胎動の世紀-』(法律文化社、1997年)なお、拙著16-22頁の文献リスト所収の引用文献については、略号を本稿でも踏襲する。特記のないものについては文献データも同一である。年代の表記にあたっては「紀元前」のみ特記し、「紀元後」を略した。

- 2 この点に気づくにあたっては第62回国際古代法史学会(SIHDA)での Lucio Bove による口頭発表(“Documentazione negoziale nella prassi dell’età classica” 2008年9月25日 Fribourg 大学にて)でなされた「法学者や政務官のみがローマ法を動かしていたのではない。契約を用いて商業活動をおこなう商人もローマ法を動かしていた」旨の発言に教示を得ている。日々の商業活動にローマ法、とりわけ契約法の枠組みを用いる商人は利用者と運用者の間のマージナルな存在と言えよう。ただ、さしあたっての遠望をおこなう場合でも、検討対象が広汎に過ぎることをおそれて、あえて後者に限定する立場を取る。
- 3 本稿での検討対象のように、ポンポネウス史料が対象としたり、その法学説が

『学説彙纂』他で伝えられるような法学者は、「法の担い手」たちのなかでは最上層に位置し、併せて量的にはローマ社会における「法の担い手」の少数である。その法学者のもとに位置する実務的な法制度の運用者について文献史料の語るところは僅かであるが、帝政期碑文史料・パピルス史料が情報を与えてくれる。後者に基づいては、たとえばクンケルが先駆的に検討し（Kunkel, HSS, S. 264-270）、近年では、クルックが属州を含むローマ帝国各地について、多彩な専門家の呼称関係と相互重複、さらに活動実態を先駆的に検討した（“rhetor”、“orator”、“iuris peitus”、“iuris studiosus”、“iuris prudens”、“nomikos”等ラテン語・ギリシア語でさまざまな呼称を挙げるが職分上厳密な一語一義対応をなさない）と論ずる Crook, LARW, pp. 151-158）。このように、研究の更なる進展と史料発掘に伴い、今後は彼らについても社会史的に検討することが可能になってくると考える。本来、ローマにおける「法の担い手」のあり方は以上のような関連職分の協働関係を解明することによって明らかになるものであるが、これを各職分の区分・内容の解明と併せて今後の課題とする。

- 4 元首政期における法学者の活動と法曹法の形成につき、まず、Kunkel=Schermaier, RR¹⁴, S. 140-164 を参照。
- 5 Frier, OCD³, pp. 823-825 “law, Roman, sociology of” とくに p. 824 を参照。
- 6 元首政期を法学上の古典期とすること、併せて古典期をユリウス・クラウディウス朝、5 賢帝期、それ以降を基準に前期・盛期・後期の 3 期に下位区分することにつき Kunkel=Schermaier, RR¹⁴, S.140, 150 をまず参照。
- 7 まず T. Giaro 執筆にかかる DNP の “Labeo, M.” の項目 (Bd. 1, S.797) 及び同書の “Capito C.” の項目 (Bd. 2, S.150) を参照。
- 8 Kunkel=Schermaier, RR¹⁴, S. 141 わが国のローマ法学者による言及につき、船田『ローマ法』第 1 巻 307、310-317 頁、原田『ローマ法』17-18 頁、戸倉「群像」132、135-136、140-141 頁をまず参照。西洋における法思想の流れという大きな観点から近年（とくにラベオのライフスタイルも含めて）論及したものとして、笹倉「法思想史」(上) 79 頁がある。
- 9 Pernice, LPR 両者の軌跡をとくに扱う部分は Pernice, LRP, S. 7-17 である。なお、両者の業績と後世への影響を比較した部分は Pernice, LRP, S. 81-92 である。近年においてベルニーチェに依拠する例として、Cannata, SSGE, pp. 305-307 を挙げたい。
- 10 Kunkel, HSS 同書は W. Kunkel, *Die Römischen Juristen - Herkunft und soziale Stellung* (Köln, 2001) と改題されて、リプリントの対象となっている。これ

には、リーブスが序文 (V-XV) を付しており、クンケルの業績が発表当時有していた意味と今日も有する意義、さらにその後の史料発見・研究展開に基づく部分的補足をここで記している。その中には碑文史料・パピルス史料研究の進展に基づいた個々の法学者像の修整 (Liebs, IX-XV) が含まれるが、ラベオーとカピトーに関する補足訂正は含まれていない。

11 Bauman, LPE, pp. 25-44

12 Strzelecki, CACF

13 ネルの業績は浩瀚かつ多岐にわたっているが、ポンポニウスの歴史的分析という文脈に関連して両者と法学の自律性を扱ったものとして、“Pomponius oder ‘Zum Geschichtsverständnis der römischen Juristen’”, (Nörr, HIA, 2), S. 1061-1066、法学の革新的性格・保守的性格という論点に関連して両者の姿勢を扱ったものとして“Zum Traditionalismus der römischen Juristen.”, (Nörr, HIA, 2), S. 1129-1131; “I giuristi romani: tradizionalismo o progresso? -Riflessioni su un problema inesattamente impostato” (Nörr, HIA, 2), S. 1385-1397 “《Innovare》” (Nörr, HIA, 3), S.1965-1990 を挙げるにとどめる。

14 Cannata, SSGE, pp. 304-309

15 Bretone, TIGR, pp. 129-146

16 Paricio, JPP2; ZRE, 432-437

17 Liebs, UJR, 4-6

18 Tuori, ARLM

19 繰り返すが、この問題に密接に関連するサビーヌス学派 (Sabiniani) とプロクリアエヌス学派 (Proculiani) の対立と両学派の性格という問題、さらに解答権の展開という問題についても今後稿を改めて論じることとする。また、ラベオーが後代のローマ法学に多大な影響を与えたことは著名な事柄であり、その法学像をめぐっては活発な議論が見られるが、本稿の視点から言及することとなる最小限の論点を別として、さしあたり本稿の考察対象外としたい。

20 Pernice, LRP, S. 9-11; Jörs, RE, II, S. 2548; Giaro, DNP, I, S. 797; Paricio, ZRE, 432

21 Pernice, LRP, S. 9-11; Kunkel, HSS, S. 114, 306f.; Paricio, ZRE, 432

22 ラベオーの父について、まず Klebs, RE, II, S. 2557; Jörs, RE, II, S. 2548; Stein, PIR², S. 144; Kunkel, HSS, S. 32-34 での記述とそこで挙げられている諸史料を参照。

23 Pomp. D. 1, 2, 2, 44 なお、拙著 219-220 頁での拙訳参照。

- 24 背景としての法学者一般の出身・所属階層という観点からは、元首政初期の1世紀半は元老院議員階層の優勢が見られ、共和政末期の騎士階層進出期とは大きな違いがあるとクンケルは規定する。すなわち、3世紀半ばまでに騎士階層所属の法学者は2名を数えるにとどまるのに対し、アウグストゥスからアントニヌス・ピウス帝に至る時代の執政官就任者は12人以上であるという (Kunkel, HSS, S. 272f.)。とくにこの二人の所属階層につき、カピトーは、執政官格ではないにしても、ともかく共和政末期の元老院議員階層出身であり、ラベオーもおそらく同じ出自であろうとクンケルは推論する (Kunkel, HSS, S. 275)。血統につきラベオーは南イタリアのサムニウム系、カピトーは、おそらくエトルリア系の出自とクンケルは推定する (Kunkel, HSS, S. 307)。
- 25 Jörs, RE, II, S. 2549 ここで挙げられる史料のタキトゥス (Tacitus, *Annales*, 3, 75) とポルフィリオ (Porph. zu Hor. *Sat.* 1, 3, 82) については本稿第4節と第5節でそれぞれ検討する。以下、本節での研究文献が挙げる原史料につき後で検討しているものについては言及を省略する。
- 26 Jörs, RE, II, S. 2549; Giaro, DNP, I, S. 797.
- 27 Jörs, RE, II, S. 2549, 2555; Giaro, DNP, I, S. 797; Pernice, LRP, S. 10 ラベオーの広い分野に通じた学識深い法学者としての像は、とくに Gellius, *Noctes Atticae*, 13, 10, 1 によって伝えられる。現存するラベオーの市民法分野での記述を集めたものとして、まず Lenel, PIC, 1, S.501-558 を参照。
- 28 Pernice, LRP, S. 13 なお、Jörs, RE, II, S. 2549 を参照。ヨェルスによれば、ラベオーの没年は、カピトーの没年である22年よりは前であろうし、またカピトーの執政官就任年である5年よりは後であろうとする。ペルニーチェとクリューガーが説くごとく、パーピウス=ポッパエウス法の制定年である9年において生存していたかについては、ヨェルスは明証不能とする。『学説彙纂』(D.29, 5, 1, 17) の記述から10年制定のシーラヌス元老院決議を知っていたとする見解にヨェルスは懐疑的である (Jörs, RE, II, S. 2549)。なお、婚姻関連立法を整備した同法について Rotondi, LPPR, pp. 457-462 を参照。結論としてヨェルスの推測の方が慎重であるが、本稿ではペルニーチェに従う。
- 29 カピトーの生年を推測する議論の概要につき、まず Jörs, RE, II, 2, S. 1904 を参照。ヨェルスは、本稿第4節で検討するタキトゥスの記述と執政官職の最低就任年を根拠に紀元前36年以降に生まれたとする説に疑義を唱え、より以前の出生年を示唆する。
- 30 Kunkel, HSS, S. 115 本稿第4節で検討するタキトゥス『年代記』も、カピトー

- の出自・所属階層を成り上がり層的に表現する。
- 31 レーネル (Lenel, PIC, 1, S. 105f.) が、市民法にかかわるものとして収録するカピトラーの断片は5カ所にとどまる。カピトラーが聖法の分野で卓越していた可能性に言及するものとして Pernice, LRP, S. 81f.を参照。本稿では、全法分野にかかわるカピトラーの現存断片を集成したのものとして、Strzelecki, CACF を挙げ、その法学像を概観する出発点として Jörs, RE, II, 2, S. 1905-1910 を挙げるにとどめる。
- 32 本稿第5節で検討する。
- 33 CIL², I², p. 29 (Jörs, RE, II, 2, S. 255; Kunkel, HSS, S. 114f.) 拙著 19 頁図表 G の「紀元前5年」は、「紀元後5年」の誤記であるので、訂正する。
- 34 同職就任については、本稿第5節で検討する。
- 35 Jörs, RE, II, 2, S. 1904; Pernice, S. 12f. Tacitus, Annales, 3, 75; Gellius, XIII, 12, 1
- 36 “Post hunc maximae auctoritatis fuerunt ATEIUS CAPITO, qui Ofilium secutus est, et ANTISTIUS LABEO, qui omnes hos audiuit, institutus est autem a Trebatio. ex his Ateius consul fuit: Labeo noluit, cum offerretur ei ab Augusto consulatus, quo suffectus fieret, honorem suscipere, sed plurimum studiis operam dedit: et totum annum ita diuiserat, ut Romae sex mensibus cum studiosis esset, sex mensibus secederet et conscribendis libris operam daret. itaque reliquit quadringenta uolumina, ex quibus plurima inter manus uersantur. hi duo primum ueluti diuersas sectas fecerunt: nam Ateius Capito in his, quae ei tradita fuerant, perseuerabat, Labeo ingenii qualitate et fiducia doctrinae, qui et ceteris operis sapientiae operam dederat, plurima innouare instituit. (D.1, 2, 2, 47 Pomp. Liber singulari enchiridii)”.
- 37 前註 (13) 参照。ここに言及した法学者たちの出自・所属階層については、まず Kunkel, HSS, S.25-27, 29, 119f., 130f.を参照。
- 38 Paricio, ZER, 435.
- 39 “LXXXV. Obiere eo anno viri inlustres Asinius Saloninus, ...et Capito Ateius, de quo memoravi, principem in civitate locum studiis civilibus adsecutus, sed avo centurione Sullano, patre praetorio. Consulatum ei adceleraverat Augustus ut Labeonem Antistium isdem artibus praecellentem dignatione eius magistratus anteiret. Namque illa aetas duo pacis decora simul tulit; sed Labeo incorrupta libertate et ob id fama celebratior, Capitonis obsequium dominantibus magis

probabatur. Illi quod praeturam intra stetit commendatio ex iniuria, huic quod consulatum adeptus est odium ex invidia oriebatur. (Tacitus, Annales, 3, 75)” 訳文は国原「年代記」(上) 237-238 頁に依った。以下、タキトゥス『年代記』とスエートニウス『皇帝伝』については、国原訳を引用させていただき、表記もこれに従う。ただし、改行を省略した部分がある。また、両訳書の解題と註記を参考にさせていただいた。

40 この点につき、国原「年代記」(下) 380-381 頁に導かれた。

41 “Tribunos plebis p[re]sensionem habere, vocationem non habere. (1) IN quadam epistula Atei Capitonis scriptum legimus, Labeonem Antistium legum atque morum populi Romani iurisque civilis doctum adprime fuisse. (2) ‘Sed agitabat,’ inquit, ‘hominem libertas quaedam nimia atque vecors usque eo ut, divo Augusto iam principe et rempublicam obtinente, ratum tamen pensumque nihil haberet, nisi quod iussum sanctumque esse in Romanis antiquitatibus legisset,’ (3) ac deinde narrat, quid idem Labeo per viatorem a tribunis plebi vocatus responderit: (4) ‘Cum a muliere,’ inquit, ‘quadam tribuni plebis adversum eum aditi, in Gallianum ad eum misissent, ut veniret et mulieri responderet, iussit eum qui missus erat redire et tribunis dicere ius eos non habere neque se neque alium quemquam vocandi, quoniam moribus maiorum tribuni plebis p[re]sensionem habent, vocationem non haberent; posse igitur eos venire et prendi se iubere, sed vocandi absentem ius non habere.’” (Gell. N. A. 13, 12, 1-4) (7) “Huius ego iuris quod M. Varro tradit Labeonem arbitror vana tunc fiducia, cum privatus esset, vocatum a tribunis non isse. (8) Quae, malum, autem ratio fuit vocantibus nolle obsequi quos confiteare ius habere prendendi? Nam qui iure prendi potest et in vincula duci potest. (9) Sed quaerentibus nobis quam ob causam tribuni, qui haberent summam coercendi potestatem, ius vocandi non habuerint..., quod tribuni plebis antiquitus creati videntur non iuri dicundo nec causis querelisque de absentibus noscendis, sed intercessionibus faciendis quibus usus praesens fuisset, ut iniuria quae coram fieret arceretur; ac propterea ius abnoctandi ademptum, quoniam, ut vim fieri vetarent, adsiduitate eorum et praesentium oculis opus erat.” (Gell. N. A. 13, 12, 7-9). 両引用部分の間において、護民官職権をめぐるゲッリウスの考察はウァッロー M. Varro の『人事考 (Rerum humanarum)』を援用しつつ進められている (Gell. N. A. 13, 12, 5-6) が、これは割愛とする。なお、護民官職権の限界について

- はマイヤー「国家」109頁をまず参照。
- 42 スエートーニウスの生涯については、まず国原「皇帝伝」(下) 365-370頁を参照。
- 43 “Antistius Labeo senatus lectione, cum vir virum legeret, M. Lepidum hostem olim eius et tunc exsulantem legit interrogatusque ab eo an essent alii digniores, suum quemque iudicium habere respondit. Nec ideo libertas aut contumacia fraudi cuiquam fuit. (Suetonius, Divus Augustus, 54)”. 訳文は国原「皇帝伝」(上) 152頁に依った。
- 44 Dio, 54, 15, 6-8 ディオーについては、まず OCD³, p. 299 を参照。
- 45 ポルフィリオについては、まず OCD³, p. 1218 を参照。
- 46 “1. Labeo iuris peritus uituperabat leges Augusti Caesaris; huic modo reprehendit Horatius ingratiam Caesaris. 2. Martius Antistius Labeo iuris peritus memoratae libertatis, nam in Augustum libere inuectus est; ideo etiam eum nunc poeta male tractat, ut gratificetur Augusto.”. ポルフィリオの古註を分析した研究として、まず、Bauman, LPE, p. 35f.を参照。
- 47 Loeb 版 Tr. by H. R. Fairclough, *Horace Satires Epistles Ars Poetica* (Cambridge-London, 1929), p. 38 での註記がとる見解。
- 48 Rodgers, FAUR, p.274 なお、水道管理委員職に関する専門研究として Peachin, FCCA がある。
- 49 Jörs, RE, II, 2, S. 1904; Giaro, DNP, S. 150; Rodgers, FAUR, pp. 103, 275.
- 50 “Cum produxerimus rem ad initium curatorum, non est alienum subiungere qui post Messalam huic officio ad nos usque praefuerint. Messalae successit Planco et Silio consulibus Ateius Capito. Capitoni [C. Asinio Pollione] C. Antistio Vetere consulibus Tarius Rufus.” (Frontinus, De aquis urbis Romae, 102, 1-3) 年代の確定他の解釈につき、Rodgers, FAUR, p.274f.にしたがった。Peachin, FCCA, S. 102, 107f.は、カピトーが自らの著作において初期元首政ローマにおける行政担当者の職務内容を論じており、それにフロンティヌスが依拠していた可能性を示唆する。
- 51 Tacitus, Annales, 1, 76; 1, 79. 国原「年代記」(上) 88、90頁。
- 52 “Non enim debere eripi patribus vim statuendi neque tantum maleficium impune habendum. Sane lentus in suo dolore esset: rei publicae iniurias ne largiretur. Intellexit haec Tiberius, ut erant magis quam ut dicebantur, perstititque intercedere. Capito insignitior infamia fuit quod humani divinique iuris sciens egregium publicum et bonas domi artes dehonestavisset. (Tacitus, Annales, 3,

- 70)”. 訳文は国原「年代記」(上) 232-233 頁に依った。
- 53 “M. Pomponius Marcellus sermonis Latini exactor molestissimus...hic idem cum ex oratione Tiberii verbum reprehendisset, adfirmante Ateio Capitone et esse illud Latinum et si non esset futurum certe iam inde, Mentitur, inquit, Capito. tu enim, Caesar, civitatem dare potes hominibus, verbo non potes.” (Suetonius, De grammaticis et rhetoribus, 22).
- 54 OCD³, p.299f.
- 55 “καί τινος Ἀτειίου Καπίτωνος εἰπόντος ὅτι ‘εἰ καὶ μηδὲν πρόσθεν τὸ ὄνομα τοῦτ’ ἐφθέγγετο, ἄλλὰ νῦν γε πάντες διὰ σέ’ ἐστὰ ἀρχαία αὐτὸ καταριθμήσομεν,’ Μάρκελλός τις ὑπολαβὼν ἔφη ‘σύ, Καίσαρ, ἀνθρώποις μὲν πολιτείας Ῥωμαίων δύνασαι, δοῦναι, ῥήμασι δὲ οὐ.’” (Dio, 57, 17). 拙訳に際しては、Loeb 版 (London-New York, 1924), p. 155 の E. Cary による英訳を参考にした。なお、Tuori, ARLM, p. 114 を参照。
- 56 近代欧米の研究者では、ポーマン (Bauman, LPE, pp.27-55) の議論が、カピトモ、市民法への影響こそ小さいものの、法学者としては同時代の評価が高かったとする。なお、トゥオリ (Tuori, ARLM, p. 117f.) を参照。一方で、パリシオ (Paricio, JPP², p. 89) はカピトモの法学者としての業績もラベオーに劣るものと解する。
- 57 「そうこうするうちに、カエキーナ・アルビヌスがこう言う。『もし、あなた方がよろしければ、わたしはその同じ事柄について、第一人者たちの一員として神官法に精通しているアティユス・カピトモの著作で私が読んで覚えていることを披露しましょう。』と」。“Inter haec Caecina Albinus ‘si uolentibus uobis erit’ inquit ‘in medium profero quae de hac eadem causa apud ATEIVM CAPITONEM pontificii iuris inter primos peritum legisse memini.” (Macrobius, Saturnalia, 13, 12-15).
- 58 Tuori, ARLM, p.117 の結論も同旨。
- 59 なお、オノレは、「彼の仕事が伝えられておらず、他の法学者によって一度しか引用されていないのは、彼がアウグストゥスの『復古』にあまりに真面目に対応し過ぎたからであろう。」と記す (OCD³, p. 200)
- 60 まず拙著 11-12 頁を参照。
- 61 まず拙著 72-74 頁、85-90 頁を参照。